

【ロケ撮影の際の遵守事項】

- ① ロケ撮影に関わる「使用許可申請書」は、撮影の2週間前までに提出してください。
- ② 撮影内容が公序良俗に反していると判断された場合は撮影を許可致しません。
- ③ 道路上での撮影は所轄の警察署の許可が必要です。また歩行者や車両は迂回路へ誘導し、交通整理要員を配置して安全対策を取ってください。
- ④ 大音量を伴う撮影や夜間・早朝の撮影などは、制作会社が責任をもって事前に周辺住民への説明と協力の依頼を行ってください。
- ⑤ 撮影中の事故防止や施設内の機器等に損害を与えないための予防措置を講ずるなど安全対策には万全を期するようお願いいたします。
- ⑥ 火気や煙の使用は禁止いたします。
- ⑦ 撮影中の事故又はトラブルが発生した場合には被害者の救護や被害の拡大防止など、必要な措置を講じるとともに、警察、消防、施設管理者に直ちに報告してください。
- ⑧ 悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールはできるだけ変更しないようお願いいたします。変更が生じる場合は早急にご連絡ください。
- ⑨ 立会い人数は撮影規模等に応じてこちらで判断致しますのでご了承ください。
- ⑩ 申請以外での施設使用や、第三者の制作会社・団体との共同使用は許可致しません。
- ⑪ 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し、原状復帰し立会者の確認を取ってください。怠った場合は、原状復帰に要した費用をお支払いいただきます。
- ⑫ 撮影により施設管理者または第三者に損害を与えた場合は、制作会社の責任において損害を賠償していただきます。
- ⑬ 施設内の著作物をクローズアップして撮影する行為はご遠慮ください。
- ⑭ 看板やロゴマークなどが映り込まないように注意してください。さらに一般来場者や通行人の肖像権を侵害しないように十分配慮してください。
- ⑮ 施設内の書類や施設管理者の所有するPC機器等の閲覧及び撮影は行わないでください。
- ⑯ 施設管理上、ロケ撮影のスタッフとわかるよう、リストバンドをご準備ください。
リストバンド印字イメージ「トーハン●年●月●日 ロケサツ」
- ⑰ 自己または自己の役員等が暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業所属者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団所属者その他これらに準ずる者が撮影関係者の中にいないこと及びこれらの者を施設内に立ち入らせないことをご確約ください。
- ⑱ 施設管理者は、撮影に伴い制作会社に生じた損害等について一切責任を負いません。ただし、施設管理者の責に帰すべき事由により発生した損害等についてはこの限りではあ

りません。

- ⑱ その他、特別な対策を必要とする場合には関係者と十分な調整を行ってください。